

1 千葉市における有料老人ホーム設置届出に係る手続について

(1) 有料老人ホーム設置届出

千葉市内に有料老人ホームを設置しようとする方は、老人福祉法第29条第1項の規定により、あらかじめ、千葉市長に有料老人ホームの設置に係る届出をしなければなりません。

老人福祉法第29条第1項

有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。
（各号略）

(2) 有料老人ホームとは

有料老人ホームについては、老人福祉法第29条第1項本文（前掲）に規定されています。

〈有料老人ホームの対象〉

○人数要件： なし

※ 1人からでも対象になります。また、高齢者に限らず、高齢者以外の者も入居させる施設も対象になります。

○サービス要件：

次のいずれかを行っていること

- | | |
|--------|------------|
| ①食事の提供 | ③洗濯、掃除等の家事 |
| ②介護の提供 | ④健康管理 |

※ これらのサービスの提供を、（1）委託で行う場合
（2）将来これらのサービス提供を行うことを約束する場合も該当します。

このほか、サービスの提供を施設設置者以外の者が行うものであっても、次のような場合には該当します。

- （1）募集広告等において、サービス提供することを表示している場合
- （2）サービス提供する対象が施設入居者に限定されている場合
- （3）契約書等において、特定の事業者からサービス提供を受けることが決められている場合

ただし、次に掲げるものは、有料老人ホームの対象から除外されています。

- ・ 老人福祉法で規定する老人福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームなど）
 - ・ 認知症高齢者グループホーム
- ※ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する「サービス付き高齢者向け住宅」のうち、有料老人ホームの要件に該当するものは有料老人ホームの対象となりますが、同法の登録をしているものは、老人福祉法に規定する設置届出を行う必要はありません。